

## 落札者決定基準 (次期障害福祉計画策定支援業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する次期障害福祉計画策定支援業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(50点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(50点満点)} \\ \hline \end{array}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「④制度・背景・本市における障害福祉に関する現状や課題の理解、基礎資料の作成」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合  
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が30点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を着実かつ円滑に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。</li> <li>・業務実施者は業務を遂行にあたって必要な知識を有しているか。</li> </ul>	5点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
②業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進められることが期待でき、かつ、現実的であるか。</li> </ul>	5点	1		
③業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績から、効果的かつ確実な業務履行が期待できるか。</li> </ul> なお、計画策定支援の実績回数や調査業務の実績のみで判断するわけではなく、契約相手方の規模や履行年度も勘案して評価する。	5点	1		
④制度・背景・本市における障害福祉に関する現状や課題の理解、基礎資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉等に関する関係法令、国・大阪府の方向性を正しく理解しているか。</li> <li>・障害者児及びその家族を取り巻く現状や障害施策の分野等に関する近年の動向、本計画の視点を適切に把握しているか。</li> <li>・本市の障害福祉や関連分野の現状、障害福祉を推進していく上での課題を適切に理解しているか。</li> <li>・上記を反映した基礎資料の作成方針、計画策定へ反映する手法・考え方は適切・効果的か。</li> </ul>	10点	2		
⑤ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング調査の目的や障害者やその家族等への調査の必要性を十分に理解できているか。</li> <li>・ヒアリング調査結果の整理方法は計画策定に際し効果的か。</li> </ul>	5点	1		
⑥データの整理・策定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標の値及び達成に向けた取り組みの設定の考え方・手法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 今後公表される国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に即することが期待でき、かつ、現実的・効果的な内容か。</li> <li>▶ 本市の障害者数・障害者児を取り巻く状況等を勘案した適切・効果的な内容か。</li> </ul> </li> <li>・障害福祉サービス等の見込量の算定の考え方・手法</li> </ul>	10点	2		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後公表される国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に即することが期待でき、かつ、現実的・効果的な内容か。</li> <li>➤ 本市の障害者数・障害者児を取り巻く状況等を勘案した適切・効果的な内容か。</li> </ul>				
⑦成果品の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要版及びわかりやすい版作成において、障害者にわかりやすく見やすくする工夫についての手法や考え方は、具体的・現実的・効果的であるか。</li> <li>・次期計画冊子及びデータの音声コードの掲載手法は、現実的・効果的であるか。作成に要する期間が速やかであるか。</li> <li>・堺市障害者施策推進協議会・同部会の資料、次期計画案概要版及び次期計画概要版の点字版作成の手法は、現実的・効果的であるか。作成に要する期間が速やかであるか。</li> </ul>	10点	2		
		50点 (満点)			点 (得点)